

1 内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 共同漁業権の内容となる事項等

① 公示番号 京内共第1号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業 こ い漁業 う なぎ漁業 は え漁業 ます類漁業 かわよしのぼり漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 京都市右京区京北を主な流域とする桂川

ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流の桂川本流及びその支流

点の位置

基点ア 南丹市日吉町天若世木ダム右岸中央部

基点イ 同ダム左岸中央部

エ 関係地区 京都市左京区及び右京区京北並びに南丹市八木町

オ 条件 なし

② 公示番号 京内共第2号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業 こ い漁業 ふ な漁業 う なぎ漁業 ます類漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 南丹市日吉町、八木町及び園部町を主な流域とする桂川

ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の桂川本流及びその支流。ただし、支流の本梅川にあっては、亀岡市宮前猪倉橋から上流を除く。

点の位置

基点ア 南丹市日吉町天若世木ダム右岸中央部

基点イ 同ダム左岸中央部

基点ウ 亀岡市千代川町上桂川統合堰(寅天堰)右岸中央部

基点エ 南丹市八木町西田同堰左岸中央部

エ 関係地区 亀岡市東本梅町、本梅町及び宮前町並びに南丹市園部町、八木町及び日吉町

オ 条件 なし

③ 公示番号 京内共第3号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ふ な漁業	
	う なぎ漁業	
	は え漁業	
	ます類漁業	
	かわよしのぼり漁業	

イ 漁場の位置 亀岡市及び京都市を主な流域とする桂川

ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の桂川本流及びその支流並びに天神川本流及びその支流

点の位置

基点ア 亀岡市千代川町上桂川統合堰(寅天堰)右岸中央部

基点イ 南丹市八木町西田同堰左岸中央部

基点ウ 京都市西京区牛ヶ瀬 J R 東海道線桂川鉄橋右岸橋台中央部

基点エ 京都市南区吉祥院新田同橋左岸橋台中央部

エ 関係地区 京都市北区、右京区及び西京区、亀岡市並びに南丹市八木町

オ 条件 なし

④ 公示番号 京内共第4号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ふ な漁業	
	うなぎ漁業	
	は え漁業	
	ます類漁業	

イ 漁場の位置 京都市を主な流域とする桂川及び淀川

ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から下流、オ及びカを結んだ線から下流、キ及びクを結んだ線から下流、京都府と大阪府との境界から上流の桂川、淀川及び木津川の本流並びにその支流。ただし、支流の濠川、新高瀬川、西高瀬川及び天神川を除く。

点の位置

基点ア 京都市西京区牛ヶ瀬 J R 東海道線桂川鉄橋右岸橋台中央部

基点イ 京都市南区吉祥院新田同橋左岸橋台中央部

基点ウ 京都市南区上鳥羽塔ノ森小枝橋右岸橋台中央部

基点エ 京都市伏見区中島同橋左岸橋台中央部

基点オ 宇治市槇島隠元橋右岸橋台下流端

基点カ 同橋左岸橋台下流端

基点キ 八幡市上津屋上津屋橋最右岸橋脚下流端

基点ク 同橋最左岸橋脚下流端

エ 関係地区 京都市山科区、南区、西京区及び伏見区、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町並びに久世郡久御山町

オ 条件 なし

⑤ 公示番号 京内共第5号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ふ な漁業	
	うなぎ漁業	
	は え漁業	
	ます類漁業	

	かわよしのぼり漁業	
--	-----------	--

- イ 漁場の位置 京都市を主な流域とする鴨川
- ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流の鴨川及び高野川の本流並びにその支流。ただし、支流の白川及び高瀬川を除く。
- 点の位置
- 基点ア 京都市南区上鳥羽塔ノ森小枝橋右岸橋台中央部
- 基点イ 京都市伏見区中島同橋左岸橋台中央部
- エ 関係地区 京都市北区、上京区、左京区、中京区、東山区、下京区及び南区
- オ 条件 なし

⑥ 公示番号 京内共第6号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から
	こ い漁業	12月31日まで
	ふ な漁業	
	う なぎ漁業	
	は え漁業	
	ます類漁業	

- イ 漁場の位置 宇治市を主な流域とする淀川及び綴喜郡宇治田原町を主な流域とする奥山田川
- ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流、ウ及びエを結んだ線から下流の淀川本流及びその支流並びにオ及びカを結んだ線から上流の奥山田川本流及びその支流
- 点の位置
- 基点ア 宇治市榎島隠元橋右岸橋台下流端
- 基点イ 同橋左岸橋台下流端
- 基点ウ 京都府と滋賀県との淀川右岸境界
- 基点エ 京都府と滋賀県との淀川左岸境界
- 基点オ 綴喜郡宇治田原町大字奥山田小字長尾 37 番地右岸えん堤中央部
- 基点カ オの右岸えん堤中央部を通る線の延長線と左岸との交点
- エ 関係地区 宇治市及び綴喜郡宇治田原町
- オ 条件 なし

⑦ 公示番号 京内共第7号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ふ な漁業	
	うなぎ漁業	
	は え漁業	
	ます類漁業	

イ 漁場の位置 八幡市から上流の木津川

ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流の木津川本流及びその支流。ただし、京都府と滋賀県及び奈良県との境界から上流並びに三重県との境界にあつては、木津川右岸境界点から真方位 233 度 40 分の対岸との交点から上流の区域を除く。

点の位置

基点ア 八幡市上津屋上津屋橋最右岸橋脚下流端

基点イ 同橋最左岸橋脚下流端

エ 関係地区 城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、綴喜郡井手町並びに相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村

オ 条件 なし

⑧ 公示番号 京内共第 8 号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ふ な漁業	
	うなぎ漁業	
	は え漁業	
	ます類漁業	

	かわよしのぼり漁業	
--	-----------	--

- イ 漁場の位置 南丹市美山町を主な流域とする由良川
ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流の由良川本流及びその支流
点の位置
基点ア 南丹市美山町檜原京都府大野ダム右岸中央部
基点イ 同ダム左岸中央部
エ 関係地区 南丹市美山町
オ 条件 なし

⑨ 公示番号 京内共第9号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ます類漁業	

- イ 漁場の位置 船井郡京丹波町を主な流域とする由良川
ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の由良川本流及びその支流。ただし、支流の高屋川にあっては、船井郡京丹波町富田壬午橋から上流を除く。
点の位置
基点ア 南丹市美山町檜原京都府大野ダム右岸中央部
基点イ 同ダム左岸中央部
基点ウ 綾部市戸奈瀬町関西電力株式会社由良川ダム右岸中央部
基点エ 同ダム左岸中央部
エ 関係地区 船井郡京丹波町（平成17年10月10日における船井郡丹波町及び和知町の区域に限る。）
オ 条件 なし

⑩ 公示番号 京内共第10号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ふ な漁業	
	うなぎ漁業	

	ます類漁業	
--	-------	--

- イ 漁場の位置 綾部市を流域とする上林川
ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流の上林川本流及びその支流
点の位置
基点ア 綾部市橋上町関西電力株式会社山家発電所えん堤右岸中央部
基点イ 同えん堤左岸中央部
エ 関係地区 綾部市
オ 条件 なし

⑪ 公示番号 京内共第 11 号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
	こ い漁業	
	ふ な漁業	
	う なぎ漁業	
	は え漁業	
	ます類漁業	
	てながえび漁業	

- イ 漁場の位置 綾部市から下流の由良川
ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から下流、オ及びカを結んだ線から上流の由良川本流及びその支流。ただし、京都府と兵庫県との境界から上流を除く。
点の位置
基点ア 綾部市橋上町関西電力株式会社山家発電所えん堤右岸中央部
基点イ 同えん堤左岸中央部
基点ウ 綾部市戸奈瀬町関西電力株式会社由良川ダム右岸中央部
基点エ 同ダム左岸中央部
基点オ 舞鶴市字蒲江小字太田 1 の 2 番地の 1 号標柱 24 号(右岸)
基点カ オから真方位 265 度 15 分の線と対岸との交点(左岸)
エ 関係地区 福知山市、舞鶴市、綾部市及び船井郡京丹波町(平成 17 年 10 月 10 日における船井郡瑞穂町の区域に限る。)
オ 条件 なし

⑫ 公示番号 京内共第 12 号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業 うなぎ漁業 ます類漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 京都市を主な流域とする久多川

ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から下流、ウ及びエを結んだ線から上流の久多川及び針畑川

点の位置

基点ア 京都府と滋賀県との針畑川右岸境界

基点イ 京都府と滋賀県との針畑川左岸境界

基点ウ 京都府と滋賀県との久多川右岸境界

基点エ 京都府と滋賀県との久多川左岸境界

エ 関係地区 京都市左京区久多

オ 条件 なし

⑬ 公示番号 京内共第 13 号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業 こ い漁業 うなぎ漁業 ます類漁業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 亀岡市を主な流域とする栢原川

ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流の東掛川及び栢原川

点の位置

基点ア 京都府と大阪府との安威川右岸境界

基点イ 京都府と大阪府との安威川左岸境界

エ 関係地区 亀岡市東別院町

オ 条件 なし

⑭ 公示番号 京内共第 14 号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで

- イ 漁場の位置 京丹後市丹後町を主な流域とする宇川
 ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から河口までの宇川本流及びその支流
 点の位置
 基点ア 京丹後市丹後町小脇宇川右岸標柱第1号
 基点イ 同左岸標柱第2号
 エ 関係地区 京丹後市丹後町
 オ 条件 なし

⑮ 公示番号 京内共第15号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から
	うなぎ漁業	12月31日まで
	ます類漁業	

- イ 漁場の位置 京丹後市弥栄町を主な流域とする宇川
 ウ 漁場の区域 基点ア及びイを結んだ線から上流の宇川本流及びその支流
 点の位置
 基点ア 京丹後市丹後町小脇宇川右岸標柱第1号
 基点イ 同左岸標柱第2号
 エ 関係地区 京丹後市弥栄町
 オ 条件 なし

⑯ 公示番号 京内共第16号

ア 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	こ い漁業	1月1日から
	ふ な漁業	12月31日まで
	うなぎ漁業	

- イ 漁場の位置 京丹後市網野町離湖
 ウ 漁場の区域 京丹後市網野町離湖及び離湖から河口までの樋越川
 エ 関係地区 京丹後市網野町

オ 条件 なし

- 2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項
 - （1）内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
別添1のとおり
 - （2）漁場の図面 別添2のとおり
- 3 漁業権の存続期間
令和6年1月1日から令和16年12月31日まで
- 4 免許予定日
令和6年1月1日
- 5 4に係る申請期間
令和5年8月1日から同年10月31日まで
- 6 類似漁業権以外の漁業権
なし